

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十七号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条雇用労働政策課の項第十四号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律」に改める。

第一百八条第二項中「広島市中区富士見町」を「広島市中区胡町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一百八条第二項の改正規定は、平成三十年九月二十五日から施行する。